

租税条約に基づく相手国との情報交換手続きについて(事務運営指針)新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>租税条約の規定に基づく情報交換のうち、個別的情報交換及び自発的情報交換に関する事務手続等について、別添のとおり定めたから、今後はこれによらねたい。</p> <p>なお、平成 12 年7月7日付官際1 - 45 ほか6課共同「租税条約に基づく外国税務当局との情報交換手続について」(事務運営指針)は、廃止する。</p> <p>(趣旨) (省略)</p> <p>(別添)</p> <p>第一 定義</p> <p>この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 自発的情報交換</p> <p>租税条約の一方の締約国が調査等の過程で入手した情報で、他方の締約国にとって課税上有効と認められるものを当該他方の締約国に自発的に提供することをいう。</p> <p>6～7 (省略)</p> <p>8 <u>必要犯則情報</u></p> <p><u>相手国の租税に関して当該相手国の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に必要な情報をいう。</u></p>	<p>租税条約の規定に基づく情報交換のうち、個別的情報交換及び自発的情報交換に関する事務手続について、別添のとおり定めたから、今後はこれによらねたい。</p> <p>なお、平成 12 年7月7日付官際1 - 45 ほか6課共同「租税条約に基づく外国税務当局との情報交換手続について」(事務運営指針)は、廃止する。</p> <p>(趣旨) (同左)</p> <p>(別添)</p> <p>第一 定義</p> <p>この事務運営指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1～4 (同左)</p> <p>5 自発的情報交換</p> <p>租税条約の一方の締約国が調査等の過程で入手した情報で、他方の締約国にとって有効と認められるものを当該他方の締約国に自発的に提供することをいう。</p> <p>6～7 (同左)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>9 <u>必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限</u> <u>租税条約実施特例法第 10 条の 2 に定める質問、検査又は領置の権限及び同法第 10 条の 3 に定める臨検、搜索又は差押の権限をいう。</u></p> <p>10 <u>必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限の不行使事由</u> <u>相手国から必要犯則情報提供の要請があった場合に、当該要請に応じるために必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限を行使できないとされる事由をいう。</u></p> <p>11 庁国際業務課 (省略)</p> <p>12 庁主管課 (省略)</p> <p>13 局管理者 (省略)</p> <p>14 署管理者 (省略)</p> <p>15 情報収集担当者 <u>国税局又は税務署において、相手国からの情報提供の要請に応じるために情報収集を行う者をいう。</u></p> <p>第二 個別的情報交換に係る事務手続 1 相手国への情報提供要請</p>	<p>8 庁国際業務課 (同左)</p> <p>9 庁主管課 (同左)</p> <p>10 局管理者 (同左)</p> <p>11 署管理者 (同左)</p> <p>12 情報収集担当者 <u>国税局あるいは税務署において、相手国からの情報提供の要請に応じるために情報収集を行う者をいう。</u></p> <p>第二 個別的情報交換に係る事務手続 1 相手国への情報提供要請</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 情報提供要請の進達及び回付</p> <p>税務署又は国税局の調査等において、相手国へ次に掲げる情報 (<u>国内において入手することが困難なものに限る。</u>)の提供を要請する必要がある場合には、局管理者は(署管理者にあっては局管理者を経由して)、当該要請を別紙様式1により庁主管課へ進達する。庁主管課は、当該進達を庁国際業務課へ回付する。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>なお、局(署)管理者は、進達に際し、相手国が当該要請のために情報を収集する際に、我が国から要請があった事実又は当該要請の内容を情報収集先に開示すれば、調査等に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、理由を付した上、その旨を記載する。</p> <p><u>庁国際業務課は、局管理者(署管理者にあっては局管理者を経由して)から、情報提供要請の進達に先立ち、庁主管課を経由して事前相談の申出があった場合には、これに応じる。</u></p> <p>(2) 相手国への情報提供要請等</p> <p>庁国際業務課は、庁主管課から回付を受けた進達について、租税条約の規定に適合するか否かの検討を行い、必要に応じて英訳の上、速やかに相手国へ情報提供を要請する。</p> <p>その際、我が国から要請があった事実等を情報収集先に開示すれば調査等に支障を及ぼすおそれがあるとされている場合には、理由を付した上、当該事実等を情報収集先に開示すべきでない旨を記載する。</p>	<p>(1) 情報提供要請の進達及び回付</p> <p>税務署又は国税局の調査等において、相手国へ次に掲げる情報の提供を要請する必要がある場合には、局管理者は(署管理者にあっては局管理者を経由して)、当該要請を別紙様式1により庁主管課へ進達する。庁主管課は、当該進達を庁国際業務課へ回付する。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>なお、局(署)管理者は、進達に際し、相手国が当該要請のために情報を収集する際に、我が国から要請があった事実又は当該要請の内容を情報収集先に開示すれば、調査等に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、理由を付した上、その旨を記載する。</p> <p>(2) 相手国への情報提供要請</p> <p>庁国際業務課は、庁主管課から回付を受けた進達について、租税条約の規定に適合するか否かの検討を行い、必要に応じて英訳の上、速やかに相手国へ情報提供を要請する。</p> <p>その際、我が国から要請があった事実等を情報収集先に開示すれば調査等に支障を及ぼすおそれがあるとされている場合には、理由を付した上、当該事実等を情報収集先に開示すべきでない旨を記載する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>また、庁国際業務課は、庁主管課から特に依頼があった事案又は争訟手続等のために特に回答期限を付す必要のある事案等の緊急を要する事案については、優先して相手国へ要請するものとし、要請文書において早急な対応を依頼する旨を記載する。</p> <p><u>なお、庁国際業務課は、検討の結果、情報の提供を相手国へ要請することが適当でないとき、その旨を、庁主管課を経由して局(署)管理者に通知する。</u></p> <p>(3)～(8) (省略)</p> <p>2 相手国からの情報提供要請</p> <p>(1) 租税条約上の情報提供義務の有無の検討 (省略) イ～ニ (省略)</p> <p>(注) 1～4 (省略)</p> <p>(2) 情報提供のための質問検査権の行使の可否の検討 (省略) イ 当該要請が刑事事件の捜査その他当該相手国の租税に関する<u>法令を執行する当局が行う犯則事件の調査を目的とするとき。</u> ロ～ニ (省略)</p> <p>(注) 1 当該要請が、刑事事件の捜査その他当該相手国の租税に関する<u>法令を執行する当局が行う犯則事件の調査を目的とするときは、(3)</u></p>	<p>また、庁国際業務課は、庁主管課から特に依頼があった事案又は争訟手続等のために特に回答期限を付す必要のある事案等の緊急を要する事案については、優先して相手国へ要請するものとし、要請文書において早急な対応を依頼する旨を記載する。</p> <p>(3)～(8) (同左)</p> <p>2 相手国からの情報提供要請</p> <p>(1) 租税条約上の情報提供義務の有無の検討 (同左) イ～ニ (同左)</p> <p>(注) 1～4 (同左)</p> <p>(2) 情報提供のための質問検査権の行使の可否の検討 (同左) イ 当該要請が刑事事件の捜査を目的とするとき。</p> <p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(注) (新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限の行使の可否の検討を行うことに留意する。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(3) <u>必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限の行使の可否の検討</u></p> <p><u>庁国際業務課は、租税条約上の情報提供義務があると判断した要請について、更に、以下の必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限の不行使事由のいずれかに該当するか否かを検討する。</u></p> <p>イ <u>当該相手国の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査と認められないとき。</u></p> <p>ロ <u>我が国からの情報の提供要請に応じるために、相手国が、当該情報を収集する措置をとることができないと認められるとき。</u></p> <p>ハ <u>当該要請に応じることが、我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>ニ <u>提供の要請のあった情報を相手国において入手することが困難であると認められないとき。</u></p> <p>ホ <u>提供の要請のあった情報が相手国の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に欠くことのできないものであることを明らかにした書面がないとき。</u></p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(注)</p> <p>1 <u>「我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼすおそれがある と認められるとき」とは、我が国の税法の執行に関連する事務の全部 又は一部に支障が及ぶと認められる場合をいい、例えば、要請に係る 情報収集に相当の事務量を要し他の調査に支障が出る場合が含ま れる。</u></p> <p>2 <u>「その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき」とは、 例えば、我が国の外交上・安全保障上の利益に影響が及ぶと認めら れる場合又は治安の確保や犯罪捜査に支障を及ぼすと認められる場 合が含まれる。</u></p> <p>3 <u>ホについては、租税条約実施特例法第 10 条の 3 に定める臨検、捜 索又は差押の権限の不行使事由である。</u></p> <p>(4) 相手国への要請内容等についての照会</p> <p>(1)、(2)及び(3)の検討に当たり、庁国際業務課は、要請内容、相 手国における情報交換のための国内制度、相手国における刑事事件の 捜査その他相手国における租税に関する法令を執行する当局が行う犯 罪事件の調査に関する手続等について、必要に応じて、相手国に照会 する。</p> <p>また、庁国際業務課は、相手国からの要請文書に情報収集先に開示 すべきでない旨の記載がある事項について、これを開示しなければ、情 報収集に支障があると認めるときは、当該相手国へ開示の可否につい</p>	<p>(3) 相手国への要請内容等についての照会</p> <p>(1)及び(2)の検討に当たり、庁国際業務課は、要請内容、相手国に おける情報交換のための国内制度、相手国における刑事事件の捜査に 関する手続等について、必要に応じて、相手国に照会する。</p> <p>また、庁国際業務課は、相手国からの要請文書に情報収集先に開示 すべきでない旨の記載がある事項について、これを開示しなければ、情 報収集に支障があると認めるときは、当該相手国へ開示の可否につい</p>

改 正 後	改 正 前
<p>て照会する。</p> <p>(5) 情報提供要請の回付 庁国際業務課は、(1)、(2)、<u>(3)及び(4)</u>の検討の後、必要に応じて和訳の上、情報提供の要請を別紙様式6により速やかに庁主管課に回付する。その際、庁国際業務課は(1)、<u>(2)及び(3)</u>の検討結果を別紙様式6に記載する。</p> <p>庁主管課は、当該検討結果について確認の後、局管理者へ当該要請を回付する。局管理者は、必要に応じて、署管理者へ回付する。</p> <p><u>なお、庁国際業務課は、相手国から、緊急を要する事案として、優先的に回答を要請された場合には、庁主管課に対し早急な対応を依頼する。</u></p> <p>(6) 庁国際業務課と庁主管課の協議 庁主管課は、要請を局管理者に回付する際、<u>庁国際業務課が情報提供のための質問検査権の行使又は必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限の行使ができる</u>と判断した要請であっても、当該要請に応じることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、<u>又は提供の要請のあった情報が相手国の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に欠くことのできないものであることを明らかにした書面が無いと認められるとき</u>は、<u>庁国際業務課と協議する。</u></p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) 情報収集の手続</p>	<p>て照会する。</p> <p>(4) 情報提供要請の回付 庁国際業務課は、(1)、(2)<u>及び(3)</u>の検討の後、必要に応じて和訳の上、情報提供の要請を別紙様式6により速やかに庁主管課に回付する。その際、庁国際業務課は(1)<u>及び(2)</u>の検討結果を別紙様式6に記載する。</p> <p>庁主管課は、当該検討結果について確認の後、局管理者へ当該要請を回付する。局管理者は、必要に応じて、署管理者へ回付する。</p> <p>(5) 庁国際業務課と庁主管課の協議 庁主管課は、要請を局管理者に回付する際、<u>庁国際業務課が情報提供のための質問検査権を行使できると判断した要請であっても、当該要請に応じることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときには、</u>庁国際業務課と協議する。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) 情報収集の手続</p>

改 正 後	改 正 前
<p>情報収集担当者は、次に掲げる区分に応じた手続に従い、速やかに情報収集を行う。</p> <p>イ 収集すべき情報が部内資料から把握できる場合</p> <p>情報収集担当者は、<u>情報提供のための質問検査権又は必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限は行使せず、申告書等の部内資料から把握する。</u></p> <p>ロ 収集すべき情報が部内資料から把握できない場合で、<u>必要犯則情報以外のとき</u></p> <p>(省略)</p> <p>(イ)～(ハ) (省略)</p> <p>ハ <u>収集すべき情報が部内資料から把握できない場合で、必要犯則情報のとき</u></p> <p><u>情報収集担当者は、要請が必要犯則情報の提供のための質問、検査又は領置等の権限の不行使事由に該当しないことを、別紙様式6により確認した上、情報収集を行う。</u></p> <p><u>なお、情報収集担当者は、当該要請が必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限の不行使事由に該当するおそれがあると認める場合又は当該要請により収集する情報が(1)二に規定する営業上の秘密等を明らかにするような情報に該当するおそれがあると認める場合には、局(署)管理者を経由して、その旨を庁主管課に連絡し、庁主管課と庁国際業務課で協議を行う。また、必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限を行使するに当</u></p>	<p>情報収集担当者は、次に定める手続に従い、速やかに情報収集を行う。</p> <p>イ 収集すべき情報が部内資料から把握できる場合</p> <p>情報収集担当者は、<u>情報提供のための質問検査権は行使せず、申告書等の部内資料から把握する。</u></p> <p>ロ 収集すべき情報が部内資料から把握できない場合</p> <p>(同左)</p> <p>(イ)～(ハ) (同左)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>たつては、相手国が開示すべきでないとしているものを除き、情報収集先に対して、適宜次の事項を説明する。</u></p> <p><u>(イ) 相手国への必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限の行使である旨</u></p> <p><u>(ロ) 当該要請を行った相手国</u></p> <p><u>(ハ) 当該要請を行った相手国における調査対象者</u></p> <p><u>(ニ) 当該情報収集先が当該要請において特定されている旨</u></p> <p><u>(ホ) 相手国から提供を要請されている情報</u></p> <p><u>(ハ) 当該要請が、租税条約上の情報提供義務があるものであり、かつ、必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限の不行使事由に該当しない旨</u></p> <p><u>(9) 収集した情報の報告及び回付</u> (省略)</p> <p><u>(10) 収集した情報の相手国への提供</u> (省略)</p> <p><u>(11) 相手国からの要請事案の管理</u> (省略)</p> <p>第三 自発的情報交換に係る事務手続 1～2 (省略)</p>	<p><u>(8) 収集した情報の報告及び回付</u> (同左)</p> <p><u>(9) 収集した情報の相手国への提供</u> (同左)</p> <p><u>(10) 相手国からの要請事案の管理</u> (同左)</p> <p>第三 自発的情報交換に係る事務手続 1～2 (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第四 相手国税務職員等に対する顕彰</p> <p>1 相手国税務職員等の顕彰</p> <p>相手国から情報交換に基づき受領した情報のうち、その活用により顕著な事績を挙げることができたもの等については、当該情報を収集した相手国の税務職員等を感謝状の贈呈等により顕彰する。</p> <p>2 顕彰対象者の選定</p> <p>庁国際業務課は、別紙様式5の「相手国から受領した情報の活用事績の報告」により報告を受けた活用事績等のうち、特に顕彰に値すると認めるものに係る情報を収集した相手国の税務職員等を顕彰対象者として選定する。</p> <p>第五 情報交換に係る守秘義務 (省略)</p> <p>第六 相手国との協議</p> <p>庁国際業務課は、相手国との間で、必要に応じ、<u>情報交換の実施方法、重要事案の取扱い等につき協議を行い、相手国との情報交換の一層の迅速化、効率化を促進する。</u></p>	<p>第四 相手国税務職員に対する顕彰</p> <p>1 相手国税務職員の顕彰</p> <p>相手国から<u>個別的信息交換又は自発的信息交換</u>に基づき受領した情報のうち、その活用により顕著な事績を挙げることができたものについては、当該情報を収集した相手国の税務職員を感謝状の贈呈等により顕彰する。</p> <p>2 顕彰対象者の選定</p> <p>庁国際業務課は、別紙様式5の「相手国から受領した情報の活用事績の報告」により報告を受けた活用事績のうち、特に顕彰に値すると認めるものに係る情報を収集した相手国の税務職員を顕彰対象者として選定する。</p> <p>第五 情報交換に係る守秘義務 (同左)</p> <p>(新設)</p>